

森の会（岐阜大学地域科学部同窓会）会則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、森の会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員等相互の親睦と向上をはかり、その社会的活動を支援するとともに、母校の隆盛に寄与することを目的とする。

（本部）

第3条 本会の本部は、岐阜大学地域科学部内におく。

（会員）

第4条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1.正会員 岐阜大学地域科学部（大学院を含む）卒業生および修了生
- 2.特別会員 岐阜大学地域科学部の現旧教職員（正会員は除く）
- 3.学生会員 岐阜大学地域科学部在学学生（大学院を含む。但し、正会員は除く）
- 4.名誉会員 岐阜大学地域科学部の現旧学部長および理事会において推薦を受けた者
- 5.賛助会員 本会において研究、研修に従事しているか、かつて従事していた者のうち本会に入会を希望する者

（事業）

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.会報、会員名簿の発行
- 2.その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

（役員等）

第6条 本会は、次の役員等をおく。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 若干名
- 3.幹事長 1名
- 4.幹事 若干名
- 5.会計 若干名
- 6.監査 若干名

（役員等の任務）

第7条 役員等の任務は、次の通りとする。

- 1.会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 3.幹事長および幹事は会務を分掌する。
- 4.会計は会計事務を行う。
- 5.監査は会計を監査する。

(役員等の選出)

第8条 役員等の選出は、次の方法による。

- 1.会長、副会長、幹事長、幹事および会計は、役員会において正会員より選出する。
- 2.監査は役員会において選出する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

第3章 会 議

(総会)

第10条 本会は、次に掲げる場合、総会を開催する。

- 1.会長が必要と認めたとき。
- 2.役員会で総会の開催が決議されたとき。
- 3.正会員の10分の1以上から、議題を示して総会の招集が要求されたとき。

(総会の執行)

第11条 総会の議事は出席正会員の過半数により決める。可否同数のときは議長が決める。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事および会計をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、次の事項に関し審議する。

- 1.事業報告ならびに決算に関する事項
- 2.事業計画ならびに予算に関する事項
- 3.会則の改廃に関する事項
- 4.総会の開催および総会を要求したものの提案に関する事項
- 5.会員の選任
- 6.その他必要となる事項

(役員会の執行)

第13条 役員会の議長は、その都度定め、議事は出席役員員の過半数により決める。可否同数のときは、議長が決める。

第14条 役員会において会長が必要と認めたときは、特別会員および学生会員の代表者を招集することができる。

第4章 会 費

(経費)

第15条 本会の会計は、会費、寄付金、預貯金利子その他の収入をもって経理する。

(会費)

第16条 会費は、次の通りとする。

- 1.会費は10,000円とし、入学と同時に納入する。ただし、大学院生で既に納入している場合は、二重に納入しないものとする。
- 2.特別会員および名誉会員は、会費納入の義務を負わない。
- 3.いったん納入された会費は、いかなる場合でも返還しない。ただし、本学入学後途中で退学し、会員にならない場合は、本人の意思により、その返還請求があった時点で返還する。

(臨時徴収)

第17条 本会は、必要に応じ、役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(報告)

第19条 本会の会計その他会務の報告は、監査を受けた結果とあわせて役員会で審議、決議した後、会報をもって行う。

第5章 付 則

(細則)

第20条 本会の運営や事業の実施に関して必要な規則は、役員会の決議により、これを定めることができる。

(発効日)

第21条 この会則は、平成13年3月25日から施行する。

一部改正（平成24年3月3日改正）